特集 住宅火災から身を守るために

平成27年上半期に市内で発生した建物火災のうち、約6割が住宅で発生しており、負傷者も出ています。今号では、住宅火災対策のポイントをご紹介します。

問市消防本部予防課予防担当☎(260)5727 FAX(262)0119。

まずはチェック表で確認を

火災は、発生させないための予防と併せて、発生してしまった場合に被害を軽減するための対策が重要です。火災から身を守るため、まずは右のチェック表を利用し、各家庭での火災対策を確認しましょう。

■住宅火災対策チェック表

- □定められた場所に住宅用火災警報器を設置している
- □同警報器を点検、清掃している
- □同警報器が鳴った時の止め方を知っている
- □住宅用消火器またはエアゾール式簡易消火具を設置している
- □カーテン、じゅうたん、寝具、衣類などに防炎品を使用している

一つでもチェックできない項目があったら、以下を参考に対策を!

住宅用火災警報器

■全世帯に設置が義務づけられています

消防法により、全世帯に住宅用火災警報器の設置が義務づけられてから4年が経過しました。まだ設置していない人は、ホームセンターや電気器具販売店などで購入できますので、万が一に備えて至急設置してください。

また、市は同警報器の**高所への取り付けが困難な人を対象に、取り付け支援**を実施しています。対象者の住宅に職員が訪問し、同警報器を取り付けます。詳しくは、お問い合わせください。

■月1回程度、点検をしましょう

同警報器は設置するだけでなく、日々の点検が必要です。点検をしないと、火災発生時に正常に作動しないことがあります。いざというときのために、月1回程度点検をしましょう。

点検のポイント▼

①電池切れや故障がないか作動確認をする(下図参照)
②ほこりがついていたら、から拭きをする。

ひもを引いて「ピーピーピー火事です」と鳴ったら正常です(火事以外で鳴った場合は、ひもを引くと音が止まります)。

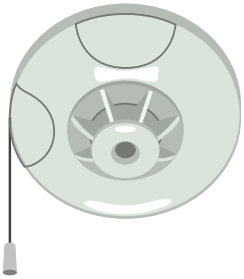

※点検方法や作動確認音は機種によって異なります。詳しくは、取扱説明書をごらんになるか、メーカーにお問い合わせください。

消火用具

■消火用具の保管場所を再確認しましょう

住宅用消火器などの消火用具の保管場所を、再確認しましょう。火元となる可能性のある場所から2㍍～3㍍離れた所に保管しておくと、いざというときにすぐに使うことができます。また、消火用具には使用期限がありますのでご確認ください。

■スプレータイプの消火用具もあります

小さく軽量で使いやすい、スプレータイプのエアゾール式簡易消火具もあります。

エアゾール式簡易消火具使用のポイント▼

①2㍍～3㍍離れた位置から火元を狙い放射する
②火が消えても再燃する可能性があるので、放射は途中で止めず、消火薬剤はすべて出し切る。

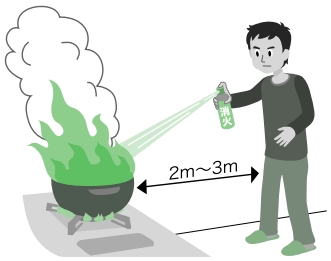

防炎品

カーテン、じゅうたん、寝具、衣類などには、右のようなマークのついた防炎品があります。これらには燃えにくい加工がしてあり、火災の延焼拡大防止だけでなく、消火や避難の時間を確保する効果もあります。

防　炎
防炎物品のマーク
(カーテン、じゅうたんなど)

防炎製品のマーク
(寝具、衣類など)